

千葉県留学生受入プログラムにおけるアルバイトについて

法 人 名：医療法人社団創造会

代表者名：理事長 土井 紀弘



千葉県留学生受入プログラム（以下「プログラム」という。）に参加する留学生については、介護福祉士の業務内容について理解を深めることを目的に、本施設（以下「受入施設」という。）においてアルバイトをしていただきます。

記

1. アルバイトの条件

（１）時給 1,205 円

（２）労働時間 一週間に付き28時間（長期休暇期間を除く）を上限に、
留学生の日本語の学習状況を考慮して決定します。

2. けが、病気等の対応

（１）けが、病気等により通常のアルバイトが困難な場合は、症状に応じて業務の内容について配慮します。

（２）重度のけが、病気等により勉学の継続が不可能な場合は、留学生は帰国して療養します。この場合、「やむを得ない理由によるプログラム離脱」に該当するため、補助金の返還は求めません。また、帰国にかかる費用が不足する場合は受入施設が負担します。